

アジア保護司会議における東京宣言

2014年7月9日及び10日、東京において、日本更生保護協会及び国連アジア極東犯罪防止研修所の主催により「アジア保護司会議」が行われた。会議には、韓国、フィリピン、シンガポール、タイ及び日本からの代表団及びケニア及び中国からのオブザーバーが参加した。各代表団は、保護司及び更生保護行政関係者から構成された。会議参加者は、各国保護司制度の現状と課題等について情報を共有し、犯罪者の社会内処遇における保護司の役割の重要性を認識した。さらに、各国における保護司制度を始めとする更生保護制度の今後の更なる発展のため、次に掲げる事項が重要であることを確認した。

- 一 保護司は、公平と誠実を旨とし、常に研鑽に励み、人格識見の向上に努めること。また、犯罪をした人を地域社会に受け入れ、彼らが将来、平和で秩序ある社会を共に築く主体となるよう、その更生に尽くすこと。
- 二 犯罪者の更生のためには、地域社会における指導・監督、住居・就労・福祉・教育・相談等の支援、地域社会の理解と協力を得ることが重要である。これらを実施するため、保護司は、政府の取組と緊密に連携しながら、更生保護施設、企業家、雇用主、学校その他 NGO を含む関係団体、地域住民と協働すること。
- 三 保護司が各人の適性や関心に基づき慎重に選ばれ、各国の実情に応じた十分な人数が確保されること。また、権限ある機関から相応の訓練、援助や助言等の機会が提供されること。保護司の任

務を有効かつ効率的に行えるよう、保護司の福祉及び安全を確保すること。そのために、経済的・精神的負担を軽減する措置、地域の活動拠点の整備や活動中の事故等に対する補償などの措置が考慮されること。さらに、保護司の地域社会の福祉への貢献にかんがみ、保護司の社会的な認知が格段に高められることが重要であること。これらの実現のため、政府のより一層の努力が求められること。

私たちアジア保護司会議参加者は、上に掲げた事項を追求し、今後、引き続き、合同のセミナーや会議の実施、相互訪問、情報共有等の交流を継続し、アジア域内における保護司の国際ネットワークを構築していくことをここに宣言する。